

受講無料

県内企業の皆様、特に

建築、内装、デザイン等に携わる皆様へ

意匠法が大きく改正されることをご存知ですか？

意匠法改正説明会を開催します

意匠法がこのほど大きく改正され、本年4月1日から施行されます。

今回の意匠法改正のポイント

- ①「画像」「建築物」「内装」も保護の対象に！
- ②関連意匠の出願可能期間を延長&連鎖的な保護が可能に！

この説明会では、「そもそも意匠法とは？」からわかりやすく説明します。

特にこれまで意匠法とあまり関わる事がなかった建築、内装、デザイン(空間デザイン、Webデザイン)等に携わる皆様、官公庁の関係部署の皆様に加え、BtoB製品メーカーや中小企業の皆様は、この機会にぜひご受講ください。

- ・日時 令和2年3月6日(金) 午後1時30分～午後3時30分(予定)
- ・会場 福井県国際交流会館 第1会議室(福井市宝永3-1-1)
- ・講師 特許庁審査第一部意匠課意匠制度企画室長 久保田 大輔 様
- ・内容 意匠法の概要、改正の趣旨、ポイント等
- ・定員 60名(要申込 裏面の参加申込書によりFAX等でお申し込みください。)
- ・主催 一般社団法人福井県発明協会
- ・後援 近畿経済産業局、福井県(予定)
- ・お申し込み先 一般社団法人福井県発明協会
(お問い合わせ先) 福井市川合鷺塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター1階
TEL 0776-55-1195 FAX 0776-55-1197



相談風景

特許、商標、意匠、実用新案などに関するご相談は、

福井県発明協会内の

福井県知財総合支援窓口 (知財に関する無料相談窓口)

TEL 0776-55-2100 (窓口直通)へ。

知財支援アドバイザー(経験豊富な企業OB等)や弁理士、弁護士等の知財専門家が相談対応します(※予約制 事前にお電話ください)。

令和 2年 月 日

FAX: 0776-55-1197

一般社団法人福井県発明協会 知財総合支援窓口 あて

意匠法改正説明会 参加申込書

出席者氏名: _____

連絡先 (電話) ()

// (mail) ()

※企業・団体等にお勤めの方は下記もご記入ください。

企業・団体等名 ()

所属部署、役職 ()

出席者氏名: _____

連絡先 (電話) ()

// (mail) ()

※企業・団体等にお勤めの方は下記もご記入ください。

企業・団体等名 ()

所属部署、役職 ()

日時: 令和2年3月6日(金) 13時30分～15時30分(予定)

会場: 福井県国際交流会館 第1会議室

福井市宝永3-1-1

定員: 60名

定員に達した後にお申し込みいただいた場合、やむを得ず電話等によりお断りさせていただくことがありますので、何卒ご了承ください。